

令和8年産島根県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和7年12月5日（金曜日）10時00分～11時20分

第2 開催場所：島根県拠点 別館3階会議室

第3 出席者

(行政機関)

島根県農林水産部 農山漁村振興課 農産振興係 係長 清水 学
(学識経験者)

島根県農業技術センター 栽物科 科長 安達 康弘
(申請者・登録検査機関・生産者)

株式会社ファーム木精 代表取締役 加瀬部 一倫
(生産振興団体・生産者)

農事組合法人じきょう 代表理事 勝部 隆司
(実需者)

両備産業株式会社 山陰営業所 大櫃 満
(中国四国農政局)

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 西田 幸弘
生産部生産振興課 農産物検査係 係長 荒尾 健一

第4 議題

1. 開会（農政局）

定刻となりましたので、只今から令和8年産島根県産農産物銘柄設定等意見聴取会議を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

2. あいさつ（農政局）

省略

3. 事務連絡（農政局）

省略

4. 銘柄設定の申請内容の説明

ア 「にじのきらめき」設定の申請

(申請者（株式会社ファーム木精）の説明)

申請の内容を要約して説明します。

申請する理由は、島根県が多収品種の推奨を始めた事により、弊社で品種選定をした結果、「にじのきらめき」が収穫性・耐暑性に優れ、収量・玄米品質・食味・農産物検査結果も良好な結果を得たため、現在栽培面積を増やしています。

近年の高温障害が問題視される中で、当該品種がメディアでも取り上げられ、俄かに話題となり、取引のある米穀店からの問い合わせも多くなっており、さらなる作付けの拡大が見込まれております。今年の「コシヒカリ」の島根県全体の1等比率も約2割と言うことで、高温障害が顕著になっており、高温に強い「にじのきらめき」の拡大が見込まれると考え申請を致しました。

8の「生産状況」ですが、2023年に3.0t、2024年は5.2t、2025年が6.5tです。

9の検査を行う予定の検査登録機関は、弊社「株式会社ファーム木精」です。

10の品種の特性等（1）産地での農産物の特性は、以下①～④のとおりです。

① 主な特性として、高温耐性に優れ、収量性に優れ、耐倒伏性に優れ、「コシヒカリ」と並の良食味である。

② 玄米千粒重は「コシヒカリ」より2g程度重く、玄米の長さ及び幅は「コシヒカリ」より長くて広く、大粒である。玄米は「コシヒカリ」に比べたら心白の発生は非常に少ない。玄米の外観品質は「コシヒカリ」よりも高温条件で優れている。

③ 生育の特性として、出穂期は「コシヒカリ」とほぼ同じ、成熟期は「コシヒカリ」に比べ4日から5日遅くなる。「コシヒカリ」と出穂期は同じだが、登熟に時間がかかり、1週間程度刈取りが遅く、早生の中とする。稈長は「コシヒカリ」よりも明らかに短く、高温耐性・耐伏性に優れる。玄米収量は「コシヒカリ」よりも概ね15%から30%ほど多く収穫出来る多収性である。葉いもち病への抵抗性は中程度、発穂性、脱粒性は難である。

④ 栽培適地は東北以西と「コシヒカリ」の栽培適地と同じ。

（2）として来歴は、国立研究開発農業法人、（以降は「農研機構」という。）「農研機構」において平成21年に「西南136号」、（後に「なつほのか」）を母とし、「北陸233号」を父として人工交配を行ない、その後代から選抜し、育成した品種である。平成27年に「北陸263号」の系統名が付けられ、平成30年に「にじのきらめき」として出願公表されています。

（3）種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況についてですが、当該品種は2018年6月18日に品種登録がされ「農研機構」が育成者権を有しています。

弊社は、令和2年12月10日より「農研機構」との間に、使用許諾契約を妥結しているため、種苗法に定める育成者権の侵害には該当しません。

イ 品種鑑定上の特徴説明

（登録検査機関（株式会社ファーム木精）の説明）

島根県において栽培した当該品種に係る、品種鑑定上の特徴は、「にじのきらめき」と「コシヒカリ」を比較し、「にじのきらめき」の分だけを説明します。

粒形は丸みを帯び、基部はやや広く厚みがある。光沢は、「コシヒカリ」よりやや濃い飴色で光沢が良好。皮部の厚薄は普通。心白・腹白の発現の程度は、心白・腹白の発生は見られない。縦溝の深浅は、やや浅い。胚の大小及び胚の形は、やや大きく厚みがある。千粒重は24.5g。その他として、葉いもちの抵抗性に優れ、穂発芽はやや難である。

5. 申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルを確認

6. 意見聴取

(農政局) それでは、再開します。議題（3）の意見聴取に入りたいと思います。ご出席の方のご意見を頂きたいと思いますが。

(行政機関) 県として、5年ほど前に、多収品種として農業技術試験場にて試験を行って頂いて、品種の選定をした経緯がある。試験品種の中には含まれていたが、最終的な試験の結果として「つきあかり」を県としては決定しましたが、何故今回「にじのきらめき」の銘柄申請をしたのか理由をお聞かせください。

(申請者・登録検査機関) 我々の圃場は平野部と違い中山間地域にあり、種子生産にも取り組んでいます。「コシヒカリ」も栽培して需要についても「コシヒカリ」の引き合いが強ですが、最近は「にじのきらめき」の種子の要望がとても増えてきました。量的に何十トン単位での要望で。我々が今生産している量を大幅に超えた量であります。令和2年度から作付けをしていまして食味も良く多収性ということで評価がいいです。

「つきあかり」については、種子の供給はしていますが、ちまたで言われているほど中山間地域では多収ではなく、魅力が少ないです。他にも「つやきらり」をはじめ、九州農研の2～3品種など、現在作付けしている品種が13ほどあり、栽培品種が増えたため絞っていく必要があり、耐暑性、外観品質・食味・多収性に優れる「にじのきらめき」に重点を置いて栽培していくことになったところです。

(行政機関) ちなみに2番刈りについて、最近は再生2期作だと思うのですが、行っておられますか。

(申請者・登録検査機関) 我々の所ではなかなかそこまで出来ない。気温の関係もありますし、他の品種との刈り取り時期もあります。4月下旬の移植をしてとなりますので、刈取時期・コンタミの問題もあるので行っていません。

(学識経験者) 試験場とても「にじのきらめき」を令和4年までは試験栽培をしておりましたが、それ以降についてはデータが無いので、令和6年・令和7年の2年間は酷暑だったので、この2年間の品質や収量について、分かる範囲内においてお答え願えないか。

(申請者・登録検査機関) 令和6年・令和7年の2年間、「にじのきらめき」に関しては、まったく問題がなかったです。ただ「コシヒカリ」も当地域においては問題が無いので、当方で比較することが出来ないので、お答えすることが難しいです。

農産物検査において2等以下というものが無いので比較は難しいですが、等級・地区については分かりませんが、JAの検査について、2等が散見されたようです。

(学識経験者) その中でも「にじのきらめき」の落等については。

(申請者・登録検査機関) 問題がありませんでした、全量1等です。

(農政局) 農事組合法人じきょうの勝部様、高温の状況についてお伺いします。

(生産振興団体・生産者) 私の所は、乾田直播のみです。单収・品質とも「コシヒカリ」を作っていないので、「つや姫」「きぬむすめ」ですが、まったく問題は無い。農協の方で食味の検査もして頂いたが、まったく問題は無い。「にじのきらめき」を作付けするにあたり、課題になるようなことは私のところではありません。ドローンによる乾田直播を行ってい

ますが、短稈ですので倒伏の心配もなく、収量も安定している、作り続けたい品種です。(実需者)当方では外食産業向けに販売をしておりますが、ぜんぜん足りていない状況です。営業所のある鳥取県においても、引き合いが強く、種を取り寄せて作りたいという方もおられます。広島県の農家さんからも問い合わせがありまして、三次市の方でも作っていきたいと。私の聞いている中では、広島県三次市のJAが今年は作付けを増やしたと聞いております。また、岡山県の津山市でも増やすということですし、岡山県と山口県が銘柄指定になっているので島根県も銘柄にして頂きたいなと思いまして本日は来ました。島根県産と付けば売りやすくなります、全国銘柄になっているので特に心配はしておりませんが、販売をしていく中では、産地銘柄にして欲しいなというところです。

(農政局)種子について、農研機構から「原種」を入手し種子生産をされているということですか。

(申請者・登録検査機関)はい、そうです。種子として販売した余剰分を玄米販売しています。今のところは予約販売をしておりますので、今年は、60aほどですけれども、来年は倍以上ぐらいにしないといけないのかなと考えています。

特に去年は種の要望が多くて、特に大手さんからもありました。今、お話をありました広島のJA、JA島根が600kgほどの種苗がほしいとおっしゃっておりますし、種の要望は非常に強いですね。

(農政局)「にじのきらめき」が県の産地品種銘柄となれば、需要は増えると思いますが、種子について、どのようにお考えですか。

(行政機関)今は「奨励品種」と言う制度がありません。島根県で独自に条例を作り、それに基づいて県で「種子生產品種」を決めて、県として作るべき種子を決めております。

それ以外フリーで作られている種子も、種子ということで考えております。先ほど申されたとおり、銘柄設定がされれば、県産の表示が出来るということで、作付けが広がってゆく可能性は、というか既に広がっている訳で、現地での生産面積というのは、我々も把握が出来ていなくて、農協から出荷されたものの中から、面積を推察し実数を掴んでいる訳です。

(農政局)令和4年産で試験栽培を止められたということですが、その理由は。

(学識経験者)試験栽培をしている早生品種がいくつかある中で、直近のバランスを見ながら品種を選んだ結果として「つきあかり」を「種子生產品種」として登録をして種子生産をしている。なので、その段階において試験は終わっている。ただ、島根県において生産するには、問題がある訳ではない。

7. まとめ（農政局）

ただ今、「にじのきらめき」の銘柄設定について、皆様からご発言を頂きました。その結果を改めて確認をさせて頂きます。

ご出席の皆様方から、銘柄設定についてそれぞれの立場からご発言なり、ご意見を頂きました。結果、「にじのきらめき」について、銘柄設定の要件をクリアしている。特性、品質の状況なども問題ない。特段の反対意見もないことから、銘柄に設定することは「適当」であると判断させて頂きたいと思います。

後日、頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書とともに農林水産省農産局長へ報告させていただきます。

農産局で産地品種銘柄の設定について議論され、産地品種銘柄として設定されれば、来年3月末までに規格規程の改正が行われます。その際には関係者の皆様にも私どもから規格規程の改正通知も送付させて頂きます。また、申請者様にも結果の通知を合わせて送付させて頂くということで事務を進めて参ります。

なお、産地品種銘柄として設定されれば、県内の登録検査機関にサンプルの配布を行いますので、申請者様には農政局あてに1kg程度提出いただくこととなります。

8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして島根県に於いて「にじのきらめき」についての国内農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会とします。本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございました。